


ハラスメント
相談支援センター

令和7年度
学生対象研修

琉球大学における ハラスメント対応

琉球大学ハラスメント相談支援センター

 UNIVERSITY
OF THE RYUKYUS

1

…こんな場面に出会うことがあるかも!?



特定の人間関係の中で
感じる嫌な気持ち…
→それ、
ハラスメントかも!

琉球大学ハラスメント相談支援センター

2

ハラスメントとは

優越的な地位や立場、優位性等を背景に、相手方の意にそわない言動等により、その人格や尊厳を傷つけ、あるいは、修学・就労環境を悪化させること

(国立大学法人琉球大学ハラスメント防止に関する指針 3(1)より)

パワー ⇒ 職階、年齢、
能力、経験、在学年数、
実績、人脈、強気…

- ハラスメントは、**人権侵害**である
- **誰もが加害者にも被害者にもなる可能性がある**

琉球大学ハラスメント相談支援センター 3

3

ハラスメントは、様々なカタチで生じる！

…例えば、



教員 ⇄ 教員
教員 ⇄ 学生
教員 ⇄ 職員



職員 ⇄ 職員
職員 ⇄ 学生
学生 ⇄ 学生
先輩 ⇄ 後輩

正当な理由なく
指導・教育しない、
してもらえない

些細なミスを
大声で叱責したり、
人前でなじられる、怒鳴られる、なじる

不当な仲間外れ
いじめなどをする、
される

深夜、休日まで
極端に作業の
拘束をされる、する

就職/進路の
妨害や干渉をする、
される

プライベートな事柄を
立ち入って聞く、
しつこく聞かれる、
情報を拡散させる

4

琉球大学は、 ハラスメントを許しません。

「学長からのメッセージ」



琉球大学学長 喜納 育江

ハラスメントをしない、させない キャンパスに向けて

琉球大学では、本学構成員（**本学に関わる全ての学生等及び教職員等**）の基本的人権を尊重し、ハラスメントのない修学・就労環境を保障することが重要だと考えています。

ハラスメントに関する「相談」や「申立」は、**本学構成員の権利**です。

ハラスメント防止体制のさらなる改善を進めます。多様性の尊重の推進、SDGsに関する取組として、「ハラスメントをしない、させないキャンパス」づくりに向けて、着実に手を打っていきます。

琉球大学は、「学生にとって学び甲斐のある、教職員にとって働き甲斐のある、地域にとって頼り甲斐のある大学」を目指します。

5

ハラスメントは組織で守る

「事業主は、適切に対応するために必要な体制の整備、そのほかの雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」

（男女雇用機会均等法第11条）

- 国立大学法人琉球大学ハラスメント防止に関する指針
- 国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則
 - ・ 国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策委員会規程
 - ・ 国立大学法人琉球大学ハラスメント調査委員会に関する規程
 - ・ 琉球大学ハラスメント相談支援センターHP

目指すのは、加害者も、
被害者も、傍観者も、
生まない組織！

<https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/>

本学構成員（全ての学生等・教職員）に適用される

琉球大学ハラスメント相談支援センター

6

6

琉球大学における ハラスメントの類型

- アカデミック・ハラスメント
- パワー・ハラスメント
- セクシュアル・ハラスメント
- その他のハラスメント

7

アカデミック・ハラスメント、 パワー・ハラスメントとは

優越的な地位や立場、優位性等を背景に、

- ①不当又は差別的な取扱い
- ②指導責任の放棄
- ③権限等の濫用による妨害的行為
- ④進路に関する妨害や干渉
- ⑤相手方の属性等に関する不当な言動
- ⑥身体的又は精神的な攻撃
- ⑦人間関係からの切り離し
- ⑧個の侵害

これにより、相手方に不利益を課し、人格や尊厳を傷つけ、修学・就労等の環境を悪化させ、あるいは、精神的・身体的苦痛を与えること

修学・研究の場面
で行われた場合

アカデミック
ハラスメント

それ以外の場合

パワー
ハラスメント

琉球大学ハラスメント指針 3 (2) I

8

パワー・ハラスメント の6つの典型例 (厚労省)



<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foundation/pawahara-six-types/>

9

セクシュアル・ハラスメントとは

- ① 優越的な地位や立場、優位性等を背景に、性的誘いかけを行い、あるいは、好意的態度の強要をする等、相手方の意にそわない性的言動をすること
- ② 性的誘いかけ等への拒絶に対して、優越的な地位や立場、優位性等を利用して不利益を課すこと
→ **地位利用型・対価型**
- ③ 相手方の意にそわない性的言動によって、修学・就労等を不当に妨げ、あるいは修学・就労等の環境を悪化させること
→ **環境型**

琉球大学ハラスメント指針 3 (2) II

※同性に対するものを含む。また、SOGI（性的指向・性自認）に関わらない。

10

その他のハラスメント

- ・ ジェンダー・ハラスメント
- ・ SOGI・ハラスメント
- ・ ストーカー、デートDV等
- ・ アルバイト先でのハラスメント
- ・ 就活に絡むハラスメント

これらの場合も、是非相談してください

11

大学におけるハラスメント事例 1

アカハラ セクハラ

公表日	出典	概要
2022年 7月13日	福島大学 HP NHK NEWS WEB	<p>福島大学：教授を出勤停止2か月 アカハラ・セクハラ</p> <p>・教授（男性、50歳代）は、担当していた研究室で複数の大学院生や学生に対し、大きな声でどなったり、長時間、叱責したりしたほか、性的発言を行った。</p> <p>・2021年12月と22年2月の2回にわたり、学生から学内のハラスメント相談窓口に申立があり、大学が学内に調査チームを設置。</p> <p>・調査の結果、22年4月に、教授の行為は、アカデミックハラスメントとセクシャルハラスメントに該当すると認定され、懲戒処分が下った。</p>

12

大学におけるハラスメント事例2

アカハラ

年月日	出典	概要
2022年 1月	大学 HP 産経 新聞	<p>国立大学法人 鳥取大学：停職 10日間</p> <p>鳥取大学学術研究院農学系部門・教授（男性、50代）</p> <p>①自己の指導する学生1名に対して、研究指導を行う上で、<u>懲罰的と捉えられる不合理な方法で作業をすることを指示</u>し、指示に違反した場合には、<u>研究室を追放する</u>というさらに重い懲罰を加えることまで示唆した行為、及び<u>携帯電話のLINEメッセージを無断で確認</u>し、その内容を基に<u>叱責するといったプライバシーを侵害した行為</u>を行った結果、<u>学生を精神的に追い詰め、修学環境を悪化させた</u>。</p> <p>②別の学生1名に対して、<u>約1時間30分もの長時間にわたり、大声で叱責</u>し、「<u>研究室をやめさせる</u>」という趣旨の発言を行い、学生の自由な進路選択の権利を侵害した。</p>

琉球大学ハラスメント相談支援センター

13

13

琉球大学におけるハラスメント事例1

アカハラ

公表日	出典	概要
2020年 11月	沖縄タイ ムス	<p>琉球大学：教員 懲戒処分（停職3ヶ月）アカハラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当する卒業研究のゼミの学生2人に対し、能力や態度を一方的に批判し、容姿や人格も否定するような言動を繰り返した。 ・学生1人は指導教員を変更し、もう1人は一時的に深刻な精神不調に陥った。 ・大学は悪質なアカデミックハラスメントと認定し、当該教員を懲戒処分とした。

14

琉球大学におけるハラスメント事例2

アカハラ

セクハラ

パワハラ

公表日	出典	概要
2021年 6月	大学HP 琉球新報 オンライン	<p>琉球大学：教員 懲戒処分（停職10日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大によると教員は、自らが担当する大学院生3人に対して、不当な取り扱い、精神的な攻撃、権限の乱用などによる妨害的行為、進路に関する不当な妨害や干渉をした。 ・学生の人格や尊厳を傷つけ、就学環境を悪化させて精神的苦痛を与えたとして、「悪質なハラスメント行為」に該当すると判断、14日付で停職10日の懲戒処分をした。

ハラスメントかな？と思ったら…> センターに相談しよう！

15

ハラスメント相談支援センター



- ハラスメント相談支援センター専用のオフィスと相談室を常設（文系総合研究棟6階 608室）
- 専門性の高い運営スタッフ 専門相談員（公認心理師・臨床心理士、法務博士）3名配置 法律と心理の専門家（本学教員）が中心メンバー（執行委員）を構成

- ハラスメント防止対策委員会と連携 ハラスメント問題を監督する全学組織と連動して問題を解決
- ハラスメントの「認定」よりも「救済」 大学としてハラスメントを認定するには、所定の調査や判定手続きが必要で、時間がかかる。
→ 相談者の視点から、被害や困難の「早期解決」を目指す！

琉球大学ハラスメント相談支援センター

16

16

**琉球大学
プライドオフィス**

<https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/news/696/>

相談フォームはこちら

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdYr986RmCil37EsmaJqsQJTmUFFk59DEh6bRsIRUJpH_T8A/viewform





2023年6月28日より、
LGBTQ+相談窓口を開設しています！

RYUDAI PRIDE

誰もが安心して学べる、
誰もが安心して働く大学を目指して



琉球大学は、
全ての構成員の
性の多様性を尊重します。

琉球大学 学長 喜納育江

※プライド（Pride）とは、セクシュアリティへの「誇り・矜持」を意味するとともに、その思いを同じくする人々と一緒にパフォーマンスの方法で公に表明する活動を指す言葉です。プライド月間は、1969年6月28日未明にアメリカ合衆国ニューヨーク市で起きた反対暴動から始まり、毎年6月に行われるようになりました。

琉球大学LGBTQ+相談窓口／琉球大学ハラスメント相談支援センター
琉球大学プライド・オフィス等からの相談をお受けしています
性の多様性に関するご相談（SOGIハラスメントを含む） TEL:098-895-8599（内線8599）
Mail:pride@acs.u-ryukyu.ac.jp

17

17

センター利用方法



予約

- 匿名（所属・氏名等）可能
- 第三者（同僚、友人等）相談可
- 予約はHP申込フォーム・電話・メール等から
- 相談員（公認心理師、法務博士等）の希望をヒアリング



相談

- 対面面談、オンライン面談、どちらでも可
- 専用のオフィス、相談室を常設
- 複数でも相談可能（例：友人と一緒に相談したい）

相談員2名一組
でお話を伺います



支援

- 法律学や心理学の専門家による相談・助言・支援等を行う
- 相談者の希望に基づいて決定（相談者が望まないことはしない）

18

ハラスメント相談支援センターで出来ること

項目	内 容	条 文
相談	ハラスメントと思われる困りごとの相談に応じる	防止対策に関する規則 第20条第1項第1号
説明・助言	出来事の整理と今後の対応について、法律の観点から助言する。メンタル不調への対応方法について心理学の観点から助言する 等	防止対策に関する規則 第20条第1項第2号
通知	相談者が特定されない or 相談内容を一般化する形で、「〇〇学科で困っている人がいますので対応をお願いします」と部局の長等に知らせる	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号①
調整	担当の変更、研究室の移動・異動など、具体的な調整を部局等の長に依頼する (部局の長は調整結果を報告する必要がある)	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号②
調停	相談者と相手方の話し合いを仲介する	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号③
申立援助	ハラスメントの認定や懲戒処分を大学に求めるための、防対委宛の申立書作成を援助する	防止対策に関する規則 第20条第1項第4号

琉球大学ハラスメント相談支援センター

19

19

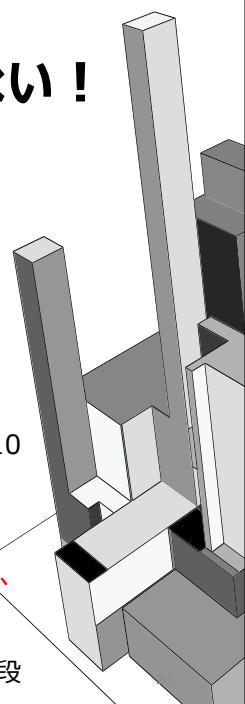
セカンド・ハラスメントを許さない！ (=不利益取扱いの禁止)

ハラスメントに関する相談・苦情の申立て、調査への協力、相談や苦情に関わる問題解決への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生等及び教職員に対し、そのことを理由として不利益な取扱いや報復をすることを禁ずる。もし、不利益な取扱いや報復的な言動があれば、大学として必要な措置を講ずるものとする。

琉球大学ハラスメント指針10

教職員及び学生等は、ハラスメントの相談や申立てをした者が、そのことに起因してさらなる被害（セカンド・ハラスメント）を受けやすいくことに留意し、そのような事態が生じないように配慮して行動しなければならない。

琉球大学ハラスメント指針4後段



20

私(自分)がハラッサーにならないために

➤SNSの利用に関する相談：    

：無断の個人情報漏洩、なりすまし、誹謗中傷、
個人的なダイレクトメッセージ等の送信・・・等
→ 警察にすぐ相談します！
→ SNSは「公的な場」であることを認識しよう！

➤知らず知らずのうちにハラッサーになってしまう場合

「自分はこんなに好きなことを分かってほしい…」

→ストーカー行為

「もっと強く（上手く）なってほしい…」

→部活でのパワハラ・モラハラ

※好意(厚意)も相手の心とのバランスが崩れるとハラスメントや犯罪になってしまうこともあるので注意！

琉球大学ハラスメント相談支援センター

21

21

琉球大学構成員の責務と権利

●教職員の責務(6条)

(1) 日頃の注意喚起、(2) ハラスメントが起こっていることへの気づき、(3) 起きた場合の迅速な対処(秘密保持、二次被害に配慮しつつ)

●構成員の責務(7条)

(1) 自身の言動への注意、(2) 他者が行うハラスメントを容認しない、(3) ハラスメントの防止及び排除のための諸施策の実施に協力、(4) 良好的な修学環境等の維持・確立に努める

●構成員の権利(8条)

(1) ハラスメントを受けた(と感じた)場合、相談ができる、
(2) 相談や申立は、匿名でも、第三者に頼んでもできる、
(3) ハラスメントに対して、「No」をいうことができる

琉球大学ハラスメント相談支援センター

22

22



皆さんは、琉球大学にとって
大切な学生です。
1人で悩まず
まずは相談してください。

相談者の秘密は
厳守されます！

センターHPはこちら 

琉球大学ハラスメント相談支援センター

場所：文系総合研究棟6階 608室

TEL : 098-895-8732 (内線2982)

Email: harassment@acs.u-ryukyu.ac.jp

HP: <https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/>

※予約制（オンライン相談も可能）

※開室時間：月～金（休日除く）9時～17時

23

参考図書

- 大学のハラスメント相談室
櫻井義秀・上田絵理・他著
北海道大学出版会 (2023)
- キャンパスハラスメント対策
ハンドブック【改訂3版】
弁護士法人飛翔法律事務所 編
(一財)経済産業調査会 (2023)
- 大学におけるハラスメント対応
ガイドブック
山内浩美・葛文綺 編
福村出版 (2020)



琉球大学ハラスメント相談支援センター

24

24